

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善につきましては、従来から算定してきたところです。令和元年10月より、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人でも加算算定いたします。つきましては、当該加算を算定するにあたり、3つの要件を満たす必要があり、下記のとおり取り組んでいます。

記

- 1 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅲ）までを取得していること。
 - ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定しております。

- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
 - 入職促進に向けた取り組み
 - ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
 - 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・ 働きながらより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するサービス提供責任者研修などの受講支援等
 - 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・ メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
 - 腰痛を含む心身の健康管理
 - ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
 - 生産性向上のための業務改善の取組
 - ・ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
 - やりがい・働きがいの醸成
 - ・ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。
 - ・ 当法人のホームページに掲載いたします。